

史上初の最低賃金裁判

横浜地裁第1民事部（石井浩裁判長）は 歴史的な公正判決を

最低賃金裁判の第1回からほとんど傍聴してきた下山房雄・元横浜国立大学教授の意見を記載します。

恣意勝手な裁量に拠る最賃行政制止の司法判断＝判決を！！

神奈川最賃裁判被告＝国側の主張は、訴え棄却＝門前払いの要求と、最賃行政の中味が適法合法だとの二本立てだ。前者は、地域最賃金額決定の行政は「法の内容を補充・補完する一般的法規範の制定行為」（「内表現は被告最終弁論からの引用 以下同じ）であり「処分性は認められない」などの法理に拠り、後者では、原告の主張の柱＝改正最賃法9条3項のいう生活保護に係る施策との整合性配慮が実現していないとの主張に対するに、最賃一生保基準比較の技法が多義的であると認めたくて「広範な裁量的判断」が行政に委ねられていると述べ、行政現行の比較方法が「著しく不合理であるなどとはいえない」と主張されている。

行政が法規範制定＝立法の補充補完だとの法理と、行政実務が「広範な裁量判断」に委ねられているとの議論を繋げると、行政の裁量が立法の世界を浸食する暴論と成るのではないか。立法行政司法三権分立を建前とする近代国家が、権力の日常的行使である行政優位の現実に脅かされることは近代政治学の説く真理ではある。しかしだからこそ行政を制約する司法の役割が期待されるのだ。

日本国憲法9条違憲の戦争法が成立した事態は、行政が立法府をも巻き込んで、近代国家の公理＝立憲政治を破壊している事態だ。それと類似のことが最賃行政で行われているのだ。立憲政治の下位概念にマックスウェーバー淵源の官僚制政治がある。それは近代国家の政治が権力者の恣意に拠らずに、客観的ルールに基づいて為されることだ。客観的ルールはルール自体が整合的で矛盾が無いことを含意する。最賃行政で行われた最賃一生保基準の比較は、生保基準を出来るだけ低い基準に定めようとする最賃審議会経営者側の要求を丸のみした便宜的なものであり、全体的整合性を欠く。例えば――

①生保基準の代表値として人口加重平均値をとりながら、月間労働時間や公租公課率では平均値ではなくて下限限界値を採用する。全く恣意的だ。

②「全ての労働者について、賃金のみをもって」生保受給時と同じ生活保障を「法9条3項は予定していない」との被告国の主張は、家族持ち労働者を初めから論外とするのみならず、単身者についても過半を論外としてしまう中身である。因みに、生保基準代表値を加重平均値とすることで、単身者の約7割が排除されてしまっている。少なくとも過半が基準を越えるように代表値を中位数にとるなどの配慮がせめて必要だった。（傍聴記（八）参照）

③生保行政の実務の上では当然になされている勤労控除を全く考慮していない。最賃一生保基準比較の技法は、生保行政の実務とも整合していない。

行政の裁量は、公正かつ科学的なルールに従って為されるべきなのに、そうっていない。断乎、是正さるべきだ。

下山房雄（元横国大教授）